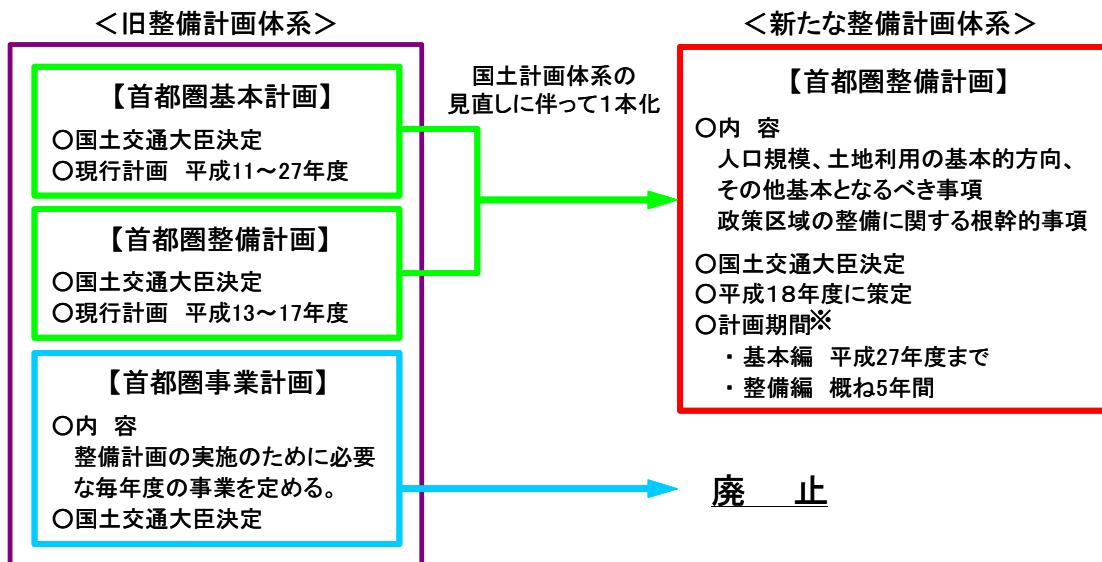


首都圏整備計画（案）について

1. 計画の概要

- 首都圏整備法に基づき、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため、必要な首都圏の整備について、国土交通大臣が策定。
- 平成 17 年の首都圏整備法の一部改正により、旧計画における基本計画及び整備計画を一本化することとなった。
- 今回、旧整備計画が平成 17 年度で期限切れとなつたため、現行の基本計画と合わせた整備計画を策定しようとするもの。



※ 新たに策定される国土形成計画（全国計画、広域地方計画）の策定や、大都市圏制度のあり方の検討等に伴い、計画期間途中での変更があるものとする。

- 基本編及び整備編の 2 つの部分により構成。
基本編では、長期的かつ総合的な視点から、今後の首都圏整備に対する基本方針、目指すべき首都圏の将来像及びその実現に向けて取り組むべき方向を記述。
整備編では、首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを記述。

2. 計画の主な内容

首都圏が我が国の活力を創出する地域として、また、安全で快適な生活環境を備えた地域として発展していくため、諸機能の充実強化を図るとともに、各地域の拠点的な都市を中心に諸機能がバランス良く配置された自立性の高い地域形成と、地域相互の連携・交流によって機能を高めあう「分散型ネットワーク構造」の形成を目指す。

- (1) 基本編については、事実関係のみ修正し、原則、旧基本計画を踏襲。

〔<基本編における「首都圏の将来像」>
首都圏の目標とする社会や生活の姿として、「我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備」、「個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現」、「環境と共生する首都圏の実現」、「安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成」及び「将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造」の5つの施策・課題を、目指すべき地域構造として「分散型ネットワーク構造」を掲げている。〕

- ・なお、今後の検討課題として、次を記述する。

- ①高齢者等が豊かに暮らす都市・生活圏の確立
- ②広域的な緑地・自然地の保全・再生
- ③郊外部をはじめとする土地利用の広域的修復
- ④活力エンジンを担う広域都市圏の形成
- ⑤業務核都市等の生活拠点としての役割の強化
- ⑥人口減少・高齢化の下での首都圏の全体構造のあり方

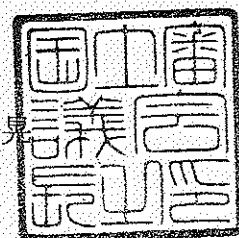
(2) 整備編においては、「東京中心部」、「近郊地域」、「関東北部地域」、「関東東部地域」、「内陸西部地域」及び「島しょ地域」毎の地域整備構想並びに道路、鉄道、空港、港湾、河川等各種施設分野毎に個別事業の記述見直しを行う。

国国審土第23号
平成18年6月7日



首都圏整備部会部会長
丹保憲仁殿

国土審議会会长
千速



国土交通大臣から当審議会に意見の求めのあった以下の件については、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第8条第1項の規定に基づき、貴部会に付託する。

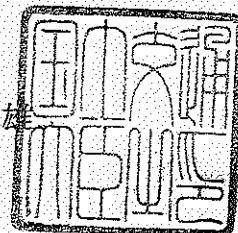
- ・平成18年6月2日付け国計大第10号「首都圏整備計画について」

国計大第10号
平成18年6月2日

国土審議会会长
千速晃 殿



国土交通大臣
北側一郎



首都圏整備計画について

標記について、別添のとおり決定したいので、首都圏整備法（昭和31年4月法律第83号）第二十二条第一項の規定に基づき、国土審議会の意見を求める。

国土審議会首都圏整備部会 委員名簿

1 関係地方公共団体の長

山 本 栄 彦 首都圏整備促進協議会会長（山梨県知事）
阿 部 孝 夫 川崎市長

2 学識経験を有する者

秋 草 直 之 富士通（株）代表取締役会長
浅 見 泰 司 東京大学空間情報科学研究センター副センター長
植 木 正 威 東急不動産（株）代表取締役社長
大河原 透 （財）電力中央研究所C S推進部長
加 藤 裕 治 日本労働組合総連合会副会長
◎丹 保 憲 仁 放送大学学長
○内 藤 熊 （財）住宅管理協会理事長
マリ・クリスティーヌ 異文化コミュニケーター

以上、10名

◎部会長、○部会長代理